

Client Alert

December 2015

平成 28 年度税制改正大綱と投資法人形態によるインフラファンドへの影響

1. はじめに

平成 27 年 12 月 16 日、自由民主党・公明党両党による平成 28 年度税制改正大綱（以下「税制改正大綱」という。）が公表され、投資法人の課税の特例についての改正が示された。税制改正大綱「第二、三 法人課税、6 その他の租税特別措置等、(3)」(68 頁)において、投資法人に係る課税の特例について、「特定の資産の割合が総資産の 50%を超えていることとする要件について、特定の資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間を再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から 20 年（現行：10 年）以内に終了する各事業年度とする」旨が盛り込まれた。

東京証券取引所は、平成 27 年 4 月 30 日、メガソーラー（大規模太陽光発電所）等の再生可能エネルギー発電設備その他のインフラ資産を投資対象とする「インフラファンド市場」に係る上場制度を創設している。上場インフラファンド市場においては、上場不動産投資信託同様、投資法人をビークルとして用いることが前提とされている。しかるに、下記に説明するように、投資法人の税務上の問題点により、現在に至るまで、東証のインフラファンド市場に上場した投資法人は皆無である。

今後、税制改正大綱に従い、平成 28 年度から投資法人の課税の特例が改正された場合、上場インフラファンド市場における投資法人（以下「インフラ投資法人」という。）の新規上場について、大きな前進となることが見込まれる。

2. 現行の投資法人の課税の特例の問題点

(1) 現行の租税特別措置法施行令の要件

投資法人は、導管性要件として、租税特別措置法第 67 条の 15 の要件を満たす場合には、分配金の損金算入措置が認められ、投資法人レベルでの非課税（ペイスルー課税）が認められる。平成 27 年 12 月現在、現行の制度においては、投資法人がインフラ資産を保有する場合、導管性要件を満たすためには、租税特別措置法施行令第 39 条の 32 の 3 により、以下の原則要件又は例外要件のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 原則要件：

投資法人の資産総額のうち、再生エネルギー発電設備及び公共施設等運営権（並びにこれらの資産に出資を行う匿名組合出資持分）以外の特定資産（例えば、不動産、有価証券等）の割合が 50%を超えること。又は、

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



江口 直明
パートナー
03 6271 9441
naoaki.eguchi
@bakermckenzie.com



小林 真一 (税理士)
タックス・パートナー
03 6271 9467
shinichi.kobayashi
@bakermckenzie.com



小笠原 治彦
カウンセラー
03 6271 9734
haruhiko.ogasawara
@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

② 例外要件：

平成 26 (2014) 年 9 月 3 日から平成 29 (2017) 年 3 月 31 日までの間に再生可能エネルギー発電設備を取得して賃貸の用に供した投資法人で次の要件を満たすものは、再生可能エネルギー発電設備を取得して賃貸の用に供した日から 10 年以内に終了する事業年度に限り、上記①の原則要件を満たす必要はない。

- a. 公共施設等運営権の割合が 50%以上でないこと
- b. 設立に際して公募により投資口を募集したこと（発行価額の総額が 1 億円以上）又は投資口が上場されていること
- c. 再生エネルギー発電設備の運用の方法が賃貸のみであることが規約により記載されていること

(2) 10 年間の時限性の問題点

東証の上場制度において、インフラ投資法人は、上場審査の形式基準として、運用資産等の総額に占めるインフラ資産等の合計額の比率が 70%以上であること等が要件とされており、インフラ投資法人が導管性要件の適用を受けようとする場合には、上記②の例外要件を満たす必要があり、インフラ投資法人は再生可能エネルギー発電設備を直接所有し、これをオペレーターに賃貸する方法による必要がある（図 1 参照）。しかるに、この場合、現行の制度では、インフラ投資法人に導管性要件が認められる期間が 10 年以内に終了する事業年度に限られるという問題がある。従って、インフラ投資法人が、東証のインフラファンド市場に上場しても、導管性要件が認められる期間が 10 年間に限られ、10 年経過後は課税ビークルになってしまうという問題があり、この点がインフラ投資法人の上場に対して大きな障害となっていた。

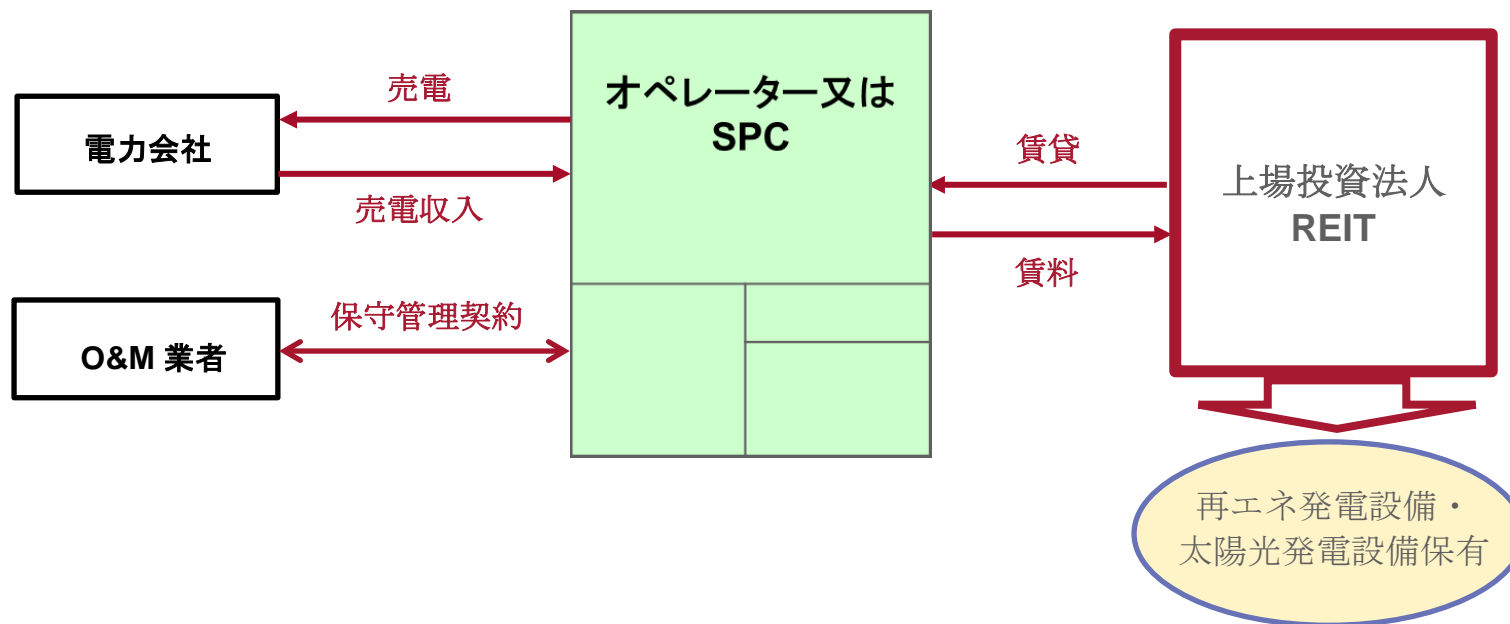
3. 税制改正大綱とその影響

これに対して、税制改正大綱においては、上記のインフラ投資法人が導管性要件が認められる期間が、現行の 10 年間から 20 年間に延長されることが盛り込まれている。税制改正大綱においても、インフラ投資法人が導管性要件が認められる期間は 20 年間であり、かかる 20 年間経過後は課税ビークルになってしまうという問題があり、かかる時限的な制約のない不動産投資法人に比べて制約は残っている。

しかし、①再生可能エネルギー特別措置法による固定価格買取期間が 20 年間とされていること、②現在の上場不動産投資法人は、2001 年の制度スタートからまだ 20 年が経過していないことにかんがみると、20 年の期間はファンドの運営期間について十分な期間ということもできる。従って、今回の税制改正によって、上場インフラファンド市場へのインフラ投資法人の上場についての税務上の大きな障害が取り除かれ、上場インフラファンドの実現に大きな前進となると評価することができよう。

図1 上場インフラファンド（インフラ投資法人） ストラクチャー図

特定契約（電力受給契約）



投資法人が発電設備を所有し、オペレーター等に対して発電設備を賃貸し、賃料を得る方法。租税特別措置法施行令の例外措置が想定する方法でインフラ投資法人を想定した方法。